

○境界明示申請に基づき交付された立会確認書・筆界確認書の原本証明実施基準

(目的)

第1条 この基準は、境界明示申請に基づき交付された立会確認書又は筆界確認書（以下「既提出の立会確認書等」という。）につき、既提出の立会確認書等の写しと同一であることの証明（以下「原本証明」という。）を行う場合に必要な基準及び原本証明後の措置について定めるものとする。

(原本証明の要件)

第2条 既提出の立会確認書等については、次の各号に定める要件に該当するとき、原本証明することができる。

- (1) 既提出の立会確認書等が、昭和54年5月1日以降、申請されたものであること。
- (2) 前号に定める既提出の立会確認書等により、現地において、境界点が明確に判断できること。
- (3) 調査報告書が提出されていること。

(調査報告書の要件)

第3条 前条に定める調査報告書は、次の事項を記載したものでなければならない。

- ① 平面図に基づく、申請当時との現況の異同
- ② 道路面の辺長、引照点と境界点の距離の確認結果
- ③ 横断面図に基づく、幅員、構造物の確認結果
- ④ 申請土地に係る形状、辺長の確認結果
- ⑤ 申請以後に法務局に提出された測量図との境界確認結果
- ⑥ 境界の復元が必要な場合、当該境界の復元方法
- ⑦ 申請地と隣接民有地との境界確認結果

2 前項各号に定めるもののほか、復元図等の添付が必要と認められる場合は、その提出を求めなければならない。

(申請書等の様式)

第4条 原本証明に係る申請書、委任状及び証明書の様式は、別記様式に定めるところによる。

(適用除外)

第5条 既提出の立会確認書等のうち、公有財産の区域の確認書として交付されたものについては、原本証明を行わないものとする。

(原本証明後の措置)

第6条 原本証明を行った後、姫路市の境界票が現存しない部分については、申請者に対し、境界票を設置させ、設置後の写真を提出させなければならない。

(原本証明の手数料)

第7条 原本証明を行った場合、姫路市手数料徴収条例（平成12年姫路市条例第2号）第2条第4号に定める手数料を徴収しなければならない。

附 則

この基準は、平成9年11月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成13年2月14日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から実施する。